

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずは行政運営についてというところでございます。

令和2年第2回定例会の一般質問に当たり、2点について質問をさせていただきたいと思っております。

1984年頃から、これはバブルだ、いつはじけてもおかしくないと言われて続けていました。株価は1989年の12月29日の大納会で日経平均株価が38,975円という最高値をつけましたが、年が明けての大発会から下がり始めた株価は、2002年4月に7,603円の最安値をつけるまで下がり続けました。自治体運営にとっても、このバブル崩壊は大きな転機となりました。

では、転機という感覚に異論のない方は多いと思いますが、しかし、どのような方向に進んでいけばよいかとなると、明快に理解できている人は非常に少ないと私は思います。

中央集権システムの制度疲労で効果が上がりにくくなった行政効果を地方分権型に体質転換することにより、行政効果を上げることにシフトチェンジしていかなければならないということになったのです。

近年、行政運営で行政効果がだんだんと上がりにくくなっているという感覚はありますよね。実例を挙げて言えば、いい悪いの討論は別にして、3億数千万円使った美浜町の地方創生事業は、どれくらい行政効果を上げているのでしょうか。バブル崩壊前なら、当時はインフラ整備など優先課題であり、それを行えば行政効果は確実に上がったと思います。例として、道路の新設及び拡大、学校の建て替え、下水道整備、役場を中心に施設の建て替え等々であると思います。今の時代でも豊富な財源があれば別ですが、よほどまい手法がなければ、それだけ行政効果の上がる政策を手に入れることは難しくなっています。その意味で、地方創生は行政効果を上げるために、財源を得る可能性のある政策だったはずですよ。

そこはさておき、要は、ある程度完成されたインフラ整備の中では、行政効果が上がりにくくなっているのも事実でございます。今の時代は、アウトカムを求めていかなければ行政効果が上がらないというのが、今の行政運営の前提と背景なのであります。

そこでなんですが、3月議会でも質問させていただきましたが、ちょっと似通った質問にもなりますが、もう少しみ砕いて質問させていただきたいと思っております。

そこで3点について質問させていただきます。

1つ目、長期総合計画に示されているPDCAサイクルは、主要施策の成果で報告されていますが、今後もこのままでいくおつもりなのですか。改善するおつもりはないのでしょうか。計画全体についての取組内容をお聞かせください。

2つ目、その行政評価システムは、十分な効果を発揮していると認識しているのですか。もし、十分な行政評価ができていないとすると、その原因はどこにあったのでしょうか。

ますます複雑化する自治体運営には、PDCAサイクルのようなニュー・パブリック・マネジメント機能が必要だと考えます。長期総合計画には、前回と同じPDCAサイクルを活用するのか、それとも修正または新しいシステムを採用するのか、教えていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。北村議員の1点目、行政運営について、1つ目の長期総合計画に示されているPDCAサイクルについてお答えいたします。

現在、長期総合計画に記載されている各施策のうち、主に実施中の事業に対しての進行管理を主要施策の成果として作成しております。現在、各課で主要施策の成果を作成するに当たり、PDCAサイクルでいうC、評価を各課長が行っております。

実施中の事業につきましては、今後も主要施策の評価は各課長が行います。しかし、この主要施策の成果を含む計画全体の評価を総合的に検証していけるシステムを考えていきたいと思っております。

2つ目、行政評価システムについてお答えいたします。

現在は、各課でのチェックにおいて進捗管理等を行っておりますが、最近の社会情勢の変化の早さや厳しい財政状況等を考えますと、計画全体の中での優先順位づけを行う場合や多様化する住民ニーズに応えるため、各施策の方向転換が必要になる場合もございます。そういった面におきましては、各担当課での進捗管理に加え、先ほども申しましたとおり総合的に評価、検証していく必要があると考えております。

3つ目、ますます複雑化する自治体運営は、PDCAサイクルのようなニュー・パブリック・マネジメント機能が必要だと考えます。長期総合計画には前回と同じPDCAサイクルを活用するのか、それとも修正または新しいシステムを採用するかについてお答えいたします。

PDCAサイクルというのは、もともと生産技術における品質管理などを継続的に改善していく手法であると思っておりますが、業務を継続的に改善していくという大きな観点で見ると、計画の進行管理において、適切な手法であるのではないかと考えています。したがって、今のところ新しいシステムを採用することは考えていません。しかし、改善が必要となった場合は、現行のPDCAサイクルを用いた管理に改善を加えていきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） それでは、再質をさせていただきたいと思います。

まず最初、1点目なのですが、これこそ第1回の定例会と同じことを質問させていただきました。そのPDCAサイクルを回しているのかという単純な質問をさせていただきました。

まず私が言いたいのは、そもそもPDCAを回して、長期総合計画を取り組んでいくという職員の皆様のお話からだということは、これは間違いないですね。別に、例えば議員がこれ、議員も言うたかも分からないです。前議員ももちろんそういうことを推しているかも分からないんですけども、例えば主要施策に至っても、もともとは、この長期総合計画の前はなかったわけで、そういうことの中で主要施策もやっていこうじゃないかというふうに評価の中で決めていったということでしたと思われ、私はいてないのであれなんですけれども。

第1回定例議会で、例えば私が第5次の美浜町長期総合計画の結果はどうであったかとか、最終年度、今年度はどうするんやとか、第6次長期総合計画、PDCAサイクル回すのかと第1回で言うたんですけども、私はひよっこ中のひよっこでして、もちろん今も鶏になっているかいうたら全然なっていないで卵だと思うんですけども、やれていない、やれていないというのを私も強くよう言わなかったわけです、前回も。今はすごい強く言えるかといったらそこまでも言えませんが、ただ、実際やれているかとお話しさせてもらったときに、前回、町長に、主要施策でやっていますということでございました。例えば、前回のあれですけども、先ほどからお答えしていますように、重要施策の成果については、この2月か3月初めに議会のほうにお送りしていると思います。それと主要施策の成果は、毎年決算のときに皆さんに配付しています。これ9月のことなんでしょうけれども、決算のときのなんでしょうけれども、これはあくまでもご存じやと思うんです、職員の皆さん分かっていて、僕、今しゃべっているやろうなと思ってくれていると思うんですけども、主要施策は主要施策じゃないですか。重要施策というのは、基本条例の中の重要施策であるわけでしょう。長期総合計画の別にPDCAを回した結果ということじゃないじゃないですか。これをやっていかないんですかと私言うているんですよ。

ほんでまた、今回返ってきたお言葉は、主要施策で回していますと。主要施策のPDCAと長期総合計画のPDCAは別ですよ。もちろんお分かりになっておられますよね。ちょっともうそれで勘弁してくれ的なことになっていないのかなと思って、それで違うんやったら何でせえへんのやという話です。10年の長期総合計画をつくって、前期5年、後期5年、その後3年のローリング、その後3年のローリングをちょっとお見かけするとやられていたみたいですが、例えば、そこに1年の見直し、そこでもPDCAを回すということであれば、正直、あるんであればお示しをいただきたいと前回も言うているんですけども、主要施策で見てくれと言われれば、それ何百万もかけてやっていることですから、それでええんかというお話になりますよね。その辺をきっちりやっていただきたい。それがまず1点目、これはどうなっているのかという単純な質問です。

2点目の行政評価システムについてなんですが、行政評価システム、お気持ちは重々、職員の皆様方のお気持ちは分かっておりまして、なかなか大変なことやということも理解はしておりますが、理解はしているんですけれども、全事業行政評価という意味では、今後もしていかなあかんのじゃないかというお話をさせていただこうと。行政評価を優先すべきことを重要視していったとしても、何らかの指標というのが結局要るんですよ。行政評価システムをどれにする、これにすると言わんだとしても、何か目に見えてやらなあかんものがあるとする、指標が要るとする。その指標が、今回、当町でいうところの行政評価システムのPDCAサイクルではないかなと思っております。行政評価というものの必要性自体は、職員の皆さんは私の数百倍分かっておられると思います。私が言うのも大変失礼に当たると思います。

私がさきに挙げた行政評価が、時代とともに落ちてきているということも、さきにさっき話させていただきました。その落ちてくることをカバーしていくためにも、行政評価システムがもう一回光が当たってくるかもしれません。いろいろ、このやり方が古いだとか、いろいろご意見はございますが、何かで、代わりでもええんでやっていかなあかんということで、この行政評価システムは、今後どう考えていくのかということですね。もともと行政評価システムからPDCAサイクルと来ているらしいですね、これは私が調べて、間違うてたらごめんなさい。そんな言うてました。行政評価システムというのはPDCAサイクルから来ているということらしいです。ということは、長計にしても、主要施策の成果にしても、重要施策の成果にしても、PDCAサイクルが必要になってくると。

後で言いますけれども、3番目には、まだこのままPDCAサイクルでいくよと、第6次のPDCAサイクルで回していくよということであれば、PDCAサイクルでいかなあかんという理論なんですよ。この辺で質問ということになるんですが、例えばお考えがございましたら、別の行政評価システムのやり方も一度ご検討されてみてはいかがでしょうか。

何かお聞きすると、静岡県の方の行政評価システムはかなりたけているということをお聞きしたことがございます。それ大分前の話でしたので、古いお話になっているかも分かりませんが、一回それを考えてみてはいかがでしょうか、そこまで大変なことにならないようなシステムがあるのであれば、一度考えていただきたいなと思います。

そして3番目、新しいシステムを導入しないかということですね、PDCAサイクルの。今、町長がおっしゃったように、PDCAサイクルは取りあえずはやっていくと、このままやっていくということなので、それやったらきっちり私たち議員にも見えるようなお答えをいただきたいと。お答えといいますかその結果をいただきたいということでございます。今、求められているのは、住民目線で見えるような行政評価システムでなければなりません。私が、今日言っていたみたいに、やっているの、やっていないのかという質問ではなくて、答弁にあるような、機能させてこそその行政効果であったり行政評価であったりすると思います。答弁にあるような、各施策を、その都度、各担当課がPDCAを回し組

んでいると、それがこのP D C Aだみたいな、そんな認識をされているようですが、はっきり言うて全国やったら、こんなばちばちに回している自治体いっぱいあるわけでしょう。そりゃ規模とか人数とか職員の数とか、それも私理解しております。ここの職員の数やったらできる、できやんというの、それもある程度理解しております。だから、こんな時代やし、できるものをできる範囲でやっていきませんかという提案も含めた質問になっております。

今、アフターコロナの時代と言われています。混乱することもあるでしょうと。こんなときこそ十分住民の負託に応えられるようお願いしたいということでございます。一回、この辺も新しいのを考えていただきたいということで、この3点、質問は分かったと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の質問にお答えいたします。

第5次、結果はどうであったのかとか、第6次はどうなのか、主要施策は長計の計画のP D C Aなのかとか、いろいろご質問いただいたところでございますが、この本当に主要施策の成果、議会の中でずっと議員の皆さんの質問なりを経て、これをつくって、今できているわけです。職員の皆さんも苦労されて、やっとここまでできたと。私たち、もちろん職員が出してきたのを課長がチェックして、それで作成しております。もともとはこのスタイルではなかったんですが、最終このスタイルになって提出させていただいておるわけですけども、各課、自分たちの仕事を洗い出して、チェックして出している。それでも何か足りないのかなというところは、もちろんあると思うんです。自分たちのことを自分たちで評価しておりますので。教育課だったらまた別の委員さんに評価していただくというのがありますが。

今後、私としましたら、最後の議案でお願いします、副町長人事についてご同意いただけたら、副町長と私が、また総合的にそこを検証していけたらいいなと、そういうシステムにできればいいなという思いはあります。

そういうことで、主要施策の成果はどうなんですかということですが、これ違いますか。長期総合計画の中の主なやっばり事業というのは、主なものについては、ここに最初に答弁させていただいていますが、中の実施中の事業については、主要施策の成果というのを outs させていただいていますということなんですけれども、それについては、今後も中に入っている事業については、この政策をもってお示ししていきたいなという考えでございます。

長期総合計画につきましては、最後のほうに答弁させていただきますけれども、あと行政評価システムについては、別に考えたらどうなのかというお話ですけども、そうやってチェック機能をしながらか進めていますので、私にとっては、それは行政評価になっていないと本当に言われるかもしれませんが、今のところ、もうこれでできているのかなという考えも、それでは違うよと言われるかも分かりませんが、できていると考

えています。けれども、これは年1回の総合的評価でございますので、それが足りなかったらまた年に2回にしたりとか、そういう考えを今のところ持っています。

それと、長期総合計画についてでございますが、やはり今、委員の皆さんと進めようとしているところでございます。本来なら、コロナがなければ、もう皆さんにまた集まっていただいて、ご協議をいただいていくところなんですけれども、今回コロナの関係でまだ集まっていただくことができておりません。終息まではしていないんですが、また会議もどんどん始めていきたいと思っておりますので、このPDCAサイクルを、やはり委員の皆様にもお示しして、もちろん、前回3月に初めて集まっていたときは、5次の結果はどうだったんだと、そういうご意見もいただきまして、今回またお示し、委員さんにするとところなんですけれども、そうやって委員の皆さんとともに、そこら辺、PDCAサイクルを用いてお示ししながら進めていきたいなと。ただ、改善が必要となった場合は、やはり改善もしていけないといけないなという考えはありますので、議員おっしゃるように、できるところから、できる範囲でやっていけないといけないなということは思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） まず、長期総合計画のところ町長、前回も今回もしきりに主要施策の成果をおっしゃるんですけれども、僕何回も言うように、長期総合計画の中の主要施策じゃなくて、長期総合計画の内容を言ってくださいと言っているんですから、主要施策というのは、あくまで町長、やったことに対して評価しているわけでしょう。長期総合計画というのは、こんなやりますよと10年間の中に、もちろんやれていないもの、例えば10階建てのビル建てますよとって長期総合計画に入っていて、それやれていないと、どこにも出てきませんよねと。その出てけえへんやつの評価はどうなっていますかというお話じゃないですか、ビルは別として。そういうのを評価していこうと言うたわけなんでしょう、町長は言うていないですけども、そりゃ言い出したら、前任者、前々任者が、僕そこまでも知りません、はっきり言うて。どの町長が言い出した、どこからやり出したというのは。でもそれでも十分じゃないですか、していないんやから。だからやっていきませんかという話なんですから。主要施策は今、どっちでもいいです、はっきり言うて。毎回主要施策と書いてきておられますけれども、主要施策じゃなくて、長期総合計画やっていますか、やっていませんか、やっていませんよねという話です。やっていなかったら、第6次、どんなにしてするんですか。何を言いたいかというたら、第6次の計画どんなにして立てるんですか。前回の結果もチェックもアクションも起こしていないようなやつを、それは長期総合計画ですよ、それをどないして次のものをつくれるんですか。もしつくとしたとしても、それはまたつくりっ放しになってしまうんじゃないかと。いや、それは6次は知りませんよ、物すごいきっちりしてはるかもわかりませんが。しかしながら、今まだ5次の分の残っているわけでしょう、長期総合計画の課題が、課題という

かやらかなあかんことが。例えば1年ずつローリングするとか、3年ごとのとか、前期・後期はやっているみたいですけども、冊子が出ていますんで。やっていないところやしませんかと、僕、こんなん言うたら怒られるかも分かりませんが、行政評価システムをどんどんやってみようよと私は強く、こうやってやれやれとはよう言いません。そやけど、長期総合計画というのはやっていかなあかんと思うんですけども。それを主要施策に変えましたとか、もうそういうことを言わんといてほしいんですよ。それはそれ違うからみたいな、いまどきの言い方で言うたら。主要施策は主要施策のことでいいじゃないですか、常に出てくるんで。

それと、副町長なんかと言うてましたよね、今。副町長まだいてませんよね、ですよ。その話をされていた、今。副町長とやっていくという話をされた。そんなのもほんまはどうですか、認められてから、そんなお話をされたほうが僕はいいと思うんですけども。

とにかくもうちょっと、その辺はちょっと一回訂正していただだけませんか。1個目は訂正していただきたい。2個目は行政評価、これはまた、ぜひやっていただきたい、こういう時代ですから。何かをしても効果が見えてこないこの時代ですから、ぜひやっていただきたい。

3番目に関してはなんですけども、できれば前議員がおっしゃっていたような、例えば長期総合計画は、これはもう前議員がよく言っていた言葉なんですけど、長期総合計画はインプットやと、毎年取り組んできたことはアウトプット、評価の対象となるのはアウトカム、このアウトカムは住民目線で見えるように、本格的な行政評価システムを最先端の自治体から取ってみてはどうですかと私は思っております。

以上、もう1番と3番、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

1番の件は、長計の中の全てが主要施策と答弁したことではございません。そこはもうご理解願いたいと思います。やっている主要施策について、1番についてはお答えしたつもりでございます。ですから、副町長の人事についても、最後の議案でお認め、ご同意ただけでしたらというお話でしたので、それはまだ同意までいっていませんので取り消させていただきます。

長期総合計画につきましては、議員の皆様にもPDCAサイクル、お示ししろという話も聞いてございます。だから、そうやってお示ししながらもちろん進めていく。そういう今は長計第5次の結果、成果、これをお示ししながら第6次を皆さんとともに考えていく、こういう形で進めているところでございます。もちろん、前は第5次については前期・後期、見直しも後期のほうで前期にない分を後期に入れたりしながら進めてまいりました。今回も、やはり改善も必要かと考えています。10年先のことは本当に誰も予想がつかないことですよ。やはり5年たって、何か不足であったり、できていなかったりとか、そういうことはやっていかなければいけないと考えてございますので、先ほども議員におつ

しゃいましたが、やはりできることから、できる範囲でやっていかないけないというふうには考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 私、町長大好きなんですけれども、なかなかちょっと分かってもらわれへんなところがあって、どうして主要施策のことを言わはるのかなと思って。長期総合計画のPDCA、ごめんなさいね何回も言うているんですけれども、長期総合計画のPDCAは回っていますかという単純な質問なんです。それを主要施策は回しているんでよろしくお願ひしますと何回も言うてはるんですよ、分かりますか。主要施策を主要施策の分で回していますと、いやそれは聞いていないんですもともと。長期総合計画が回っていますかと僕聞いているんで、主要施策が回っていますというのは、ごめんなさいというか、違いますよということです。長期総合計画と主要施策と今、合体していると思っっていますか、思っっていないですよ。長期総合計画は単品ですよ、それも一番ごついやつですよ。そこに主要施策とか重要施策とか入っっているわけですよ。その主要施策だけ回っっていますと言われても、私らは納得していませんよというお話をしているんで、主要施策回っっていますは、もう別問題です。でも、いつまでも言うていても仕方ないんで。とにかく第6次やるに当たっっても、第5次の結果がなければ前へ進まんと、前回は僕言うたと思うんですよ。だから、とにかくできる、今もう、こうなっってしまった以上は、できることだけどんどん、第5次の分をやっっていけるものならやっていただきたい。そしてまた、それを議員や住民の皆さんにお示しただければと思っいます。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 議員おっしゃるとおりでございます。もちろん、会議の中でも第5次の結果、成果を見据えて、第6次を計画していくつもりでございますので、そこはそのようにPDCAサイクルをお示ししながら進めていきたいと思ってございます。

1番につきましては、もちろん議員おっしゃるとおりでございます。あまりそこを言うたら、またちょっと意見が違っようになりますので、北村議員おっしゃるとおり、私もそういうふうには認識してございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ありがとうございます。では、次いかせていただきます。

これも前日、皆さん、たくさんされておりますので、はしょれたらほしょってということで、なるべくダブらんようにはお話しさせてもらおうと思っっていますので、もしダブっっていたら申し訳ございません。

COVID-19に対する教育の今後について。

新型コロナウイルスから引き起こされた今回の学校でも、コロナウイルスと共に生活する時代と言っわれています。各学校も再開され、いまだ解決策、治療方法が見つからないま

ま学校が再開されましたが、美浜町の将来を担っていく子どもたちに、私たち大人はどんなことを考えてあげられるのかを質問させていただきたいと思います。

文部科学省では、子どもたちの学びを止めないための支援策の一つとして、オンライン教材コンテンツのポータルサイト「子供の学び応援サイト」を公開しています。小学校、中学校、高等学校、特別支援教育、幼児教育といった教育課程に沿った学習支援コンテンツを教科別に一覧表示しています。家庭での自主学習向けに、教科書に掲載されている教材を基本とした学習の工夫例も紹介されています。

オンライン教材の活用と併せ、文部科学省では同時双方向型のオンラインでの指導（授業）についても実施を促しています。既に教育現場のICT環境が整備された自治体や学校では、双方向型のオンライン指導を実施した例も出てきています。

文部科学省が3月19日に発表した「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について」によると、長崎県対馬市立中学校では、既に1人1台のタブレットが整備されていることから、生徒はその端末を家庭に持ち帰り、毎朝決まった時間に健康報告を行っていました。

また、経済産業省も今回の緊急経済対策の中で遠隔教育・在宅教育普及促進事業に対して約30億円を計上しています。2020年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」において盛り込まれた「リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速」の中で、文部科学省はGIGAスクール構想の加速を進めることを決定し、2023年度までの児童・生徒1人1台端末の整備スケジュールを前倒しで進めていくGIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急時においてもICTの活用により全ての学びを保障できる環境を実現することを目的としており、2020年補正予算額として総額2,292億円が計上されています。

学習デバイスは何を実現したいのか、そのために必要なものは何かということを十分に考慮した上で選定する必要があります。デバイスは特定のアカウントと1対1でひもづき、各生徒が利用するIT環境を維持します。学校でも屋外でも自宅でもインターネットがつながる環境であれば、いつでもどこでも利用できる形態であります。デバイスに複数のアカウントを設定し、共有デバイスポリシーを利用することで共通のIT環境を維持しつつ、各生徒は個別環境を利用することができます。学校にデバイスを保管し、学年やクラスで交互利用する形態であります。

これを踏まえて、幾つか質問をさせていただきます。

まず1つ目、和歌山県や管内学校と足並みをそろえて、夏休みは8月8日から8月16日までと他市町と同じですが、美浜町はそれで大丈夫なのですか。

2つ目、国の2次補正予算を活用し、各学校長の裁量で感染予防に必要な物を購入するとは何をするのですか。

3つ目、1人1台の端末と通信ネットワークを整備する国のGIGAスクール構想に係

る学習者用端末を早期に用意する準備とは、タブレットを購入する以外はいつになりますか。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） おはようございます。ただいまの北村議員のご質問にお答えいたします。

まず、COVID-19に対する教育の今後について、1つ目、夏休みの期間についてでございます。夏休みは8月8日から8月16日までと他市町と同じですが、美浜町はそれで大丈夫ですかについてですが、夏季休業期間につきましては、臨時休業期間が5月31日までと決まった時点で、教育委員会としましては、夏季休業期間を8月8日から8月16日までの間に短縮せざるを得ないと、いち早く判断していました。それは、次の2つの理由からであります。

1つ目は、予定どおり6月から学校が再開できたとして、第2波、第3波の流行も言われており、そうすると再び臨時休業となる可能性があり、また台風や大雨による臨時休業の可能性も除外できません。そのため、授業時間をできるだけ余裕を持って確保するためです。

2つ目は、夏季休業期間を短縮し授業日数を確保することにより、教科指導だけでなく、学校行事等についても可能な限り実施する時間を確保するためです。議員もご心配されていることと存じますが、この3か月間の臨時休業による学習の遅れは否めません。学校再開後、各校とも苦心してその遅れを取り戻すために取り組んでいるところです。しかし、学校教育は、教科学習だけで成立するものではなく、道徳や特別活動、総合的な学習の時間、学校行事も大事にしなければなりません。そのための時間も確保できるようにしたいと考えた次第です。夏季休業期間を大幅に短縮することは、子どもたちの負担が大きくなるという考え方もありますが、授業日数を確保することで教科学習のみに偏ったり、過度の詰め込みになることなく、余裕を持った教育課程を編成することができるものと考えております。現在の試算では、学習指導要領に示される各学年の標準時数はほぼ達成できるものと考えています。

2つ目、国の第2次補正予算を活用し、各学校長の裁量で感染予防に必要なものを購入するとは何をしますかについてですが、国の第2次補正予算に学校における感染症対策への支援・子どもたちの学習保障の取組支援に関する事業が示されてございます。

事業概要につきましては、学校長の判断で新型コロナウイルス感染症対策費用として、消毒液や非接触型体温計などの保健衛生用品、換気を徹底するためのサーキュレーターなどの購入、児童・生徒の学習に必要な経費として、家庭学習に用いる教材の購入などが示され、今後、詳細等を確認してから予算計上をしていきたいと考えてございます。

北村議員のご質問の、各学校長の裁量で感染予防に必要なものを購入するとは何をしますかにつきましては、現時点において、各学校長の判断というものの、学校間でそろ

えられるものはそろえて購入していきたいと考えてございます。

3つ目の1人1台の端末と通信ネットワークを整備する国のGIGAスクール構想に係る学習用端末を早期に用意する準備とは、タブレットを購入する以外はいつになりますかについてですが、学習用端末につきましては、県の共同調達にて購入していきたいと考えてございます。

今月4日、県の共同調達に関する説明会が和歌山市で開催され、ブロック別、これは日高管内になりますが、学習用端末・ソフトなどを選定していき、それを基に県が仕様書案を作成、その後、修正などを加え決定、7月に入札、8月以降に契約との流れで予定してございます。

次に、学習用端末の購入以外につきましては、校内通信ネットワーク整備事業でございますが、さきの3月議会でご承認いただき、今月10日に入札、翌日には契約いたしました。

工期につきましては、6月12日から令和3年3月31日までとしていますが、準備が整い次第、工事に取りかかり、順調にいけば9月には利用を開始できるように進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきます。

以前、学校が休業する際とかその都度、以前ってこの前なんですけれども、コロナが真ただ中のときなんですけれども、来週、例えば4月末まで休み、ほんで5月の何日からやります、いややっぱりやめますというような状況が起こっていて、それというのは大体金曜日であって、ぎりぎりであったと。来週から休みますと金曜日に言われると、メールとかで来ると。そこはそんな早いやろう、無理やろうというお話ではなくて、それはある程度ご父兄の皆さんも理解して、こんなときやから仕方ないなというお話はよくされておられました。だから、そこについてどうのこうのというわけじゃないです。ただ、親族の皆さんは大変やったやろうなと思います。その都度仕事を休んだり、おじいちゃん、おばあちゃんに急に覚えてもらわなあかんやろうなとかいうことで、他人さんにも覚えてもらわなあかんやろうなということも起こっていたと思うんで、大変やったと思います。要は、新型コロナウイルスの恐ろしさというのをまじまじと感じたということをおっしゃっておられて、じわじわ感じたと言っている方が多いですね。ゆっくりそう思ってきたと。で、これ行かしたらあかんというお話はされてきました。

私が質問で、8月8日から8月16日まで他市町と同じやけれども、美浜町はそれで大丈夫ですかということを聞いたんですが、もちろんそれで大丈夫かという質問の中には、もちろんやってもらわな困るんですけれども、子どものメンタル面とか、それが8月8日から16日がメンタル悪いという、そういうお話じゃないんですけれども、そっち側も大丈夫ですかということでございます。学校が決めることですから、とにかく前提は学校の

先生が決めることですからと言われたら、もうそれ全部終わってしまうので、今回は教育委員会、教育課としてお答えできる範囲で結構ですし、またそれはお答えしていただかなかんなど思っている質問をさせてもらっていますので、ぜひお願いします。

昨日もおっしゃっていましたが、教育委員会は、教育課とか教育委員会のお仕事として、美浜町の小・中学校の組織編成とか、教育課程とか、学習指導とか、生徒指導を管理して執行していくということで、各学校の状況を把握し、十分な意思疎通を図ることが目的ですよね。美浜町で暮らす子どもたち、幼稚園・保育園から中学の子どもたちを見ていくということなんでしょうけれども、これぐらいはやっぱり、子どもたちを見るということに対して、把握していただきたいと思います。

子どもたち、今、知ってはりますか、今、小学校でね、小学校のこと言うたら、また2ちゃんねる書かれるか分かりませんが小学校の子、今、鬼ごっこできませんし、ボール投げできませんし、じゃんけんできないんですよ。何で遊ぶんやという話なんですけれども、何もできないんですって。体に触れることは全てあかん、体に触れそうなことも全部あかんですって。何して遊んでいるんかなと思いますけれども、それはすみません、余談なんですけれども。

家に閉じ籠もったきりで、よう頭痛いとか、暴れるとか、おなか痛いとか、精神的に不安を感じているというお声はたくさんあるとは思いますが。たくさんじゃなくてもあると思います。ご父兄に至ってまでも、やっぱりいらいらするとか、子どもがうとうしいなとなって、精神的に不安定になってくることもあると思います。そして、何よりも私は思うんですけれども、この1点目、大丈夫なのは先生大丈夫なんかなと思うんですよ、一番思うんです。先生、めちゃくちゃ焦っていませんか、やっていかなあかんということで。だから、先生を、教育委員会から教育長から言うのはなかなか難しいんでしょうけれども、やっぱり先生方の何かケアできることがあれば、言うたって教育長なんかは、もともと県で先輩たちなんですから、一応お話できるかできんかは別として、やっぱりちょっと。例えばその中には、教育長も言うてはったんですけれども、授業を確保するために詰め込みにならないようにとか言うて、もう日数がないわけなんで、授業を確保するために詰め込みにならないようにということは、詰め込みしているんですよ、授業を確保するために。実際、この休み期間中、コロナウイルスにかかっているときの小学生の宿題の量たるや半端ないですよ。私、びっくりしましたもん宿題。こんなに毎日やっていくんというて。次の登校日に持ってこい、次の登校日に持ってこいと、詰め込みの何者以外でもない。それをクリアしたという大人の事情というのが、すごいなと僕は思いました。内緒話にしておいてほしいんですけれども、学校の先生。でもほんまにそんな気分でした。

だから、その辺の宿題の量とか、先生の焦りとか、登校日の交通整理だとか、みんな新1年生なんかは4月に入ってこれんと5月、6月に登校日だけびよっぴよっと来ているんやけれども、お父さんもお母さんもほったらかしで、道歩いていたらやっぱり怖いですわ。そんなんとか、子どもの精神面とか、親の精神面とか、こういう課題は様々、教育課とし

てやっていけることやと思うんですよ。ごめんなさい、やっていけないこともあったかも分からないですけれども。こういうことをきっちり考えていただきたい。コロナで何買うんやというのも一個ですけれどもね、私が今聞いている2つ目のあれもそうですけれども、そういう面も考えていただきたい。

だから、必要な物は購入するというのは、それはそうですよ。でも、さっき言うたように、子どもが遊べやんかったというのは、感染症グッズを買うばかりでなくて、ボールで遊べんかったらどないするのよ、じゃんけんできやんかったらどないするのよというときに、何か遊ぶ物もあればええなど。それには先生方と校長の話も含めて、子どもたちも含めて話してあげるとかいうのも一つじゃないですかということです、2つ目のことは。だから要る物とは何なのよというたら、もっとほかにもあるやろうということを書いたかったんです。もうちょっとかなりはしょっていますけれども。

最後に3つ目、このGIGAスクールに関して、県で同時に購入すると、日高郡も足並みそろえてやりますと言いますが、美浜町だけ先にやってもええん違いますの、あかんのかな。ちょっと私そこは分からないんですけれども、例えば、この前の給付金に100千円、町民一人一人といたってばらばらなんでしょう。どこかの市町が、早いところあったんでしょ。こんなも美浜町だけ早うてもええんちゃいます。もちろん、今、ちょっと美浜町より進んでいる、早いほうやと思いますよ、遅いとは言いませんよ。でも、早いほうやと思いますけれども、美浜町より早いところだってあるわけでしょう。だから、そういうふうな、前へ前へやる気を持ってやっていただければと思うんですよ。例えばルーターがどうです、Wi-Fi環境がどうですとか、いろいろ後手後手に回るような雰囲気がちょっと見られます。このままやったら後ろのほうかなという雰囲気も見られますので、その辺ちょっと早急に、美浜町が日高郡で一番早うできたというぐらいのお願いをしたいんですが、この3点、ちょっと話もややこしくなりましたが、大体そんなところなんですけれども3点、お話お願いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員の再質問にお答えいたします。

まず、子どもたちのメンタル面ということでございます。また、先生方が非常に焦っているのではないかという、そういうご質問でした。

その点につきましては、先ほどの答弁の中でもお答えさせてもらったんですけれども、やっぱり時間的な余裕、これが一番大事なのではないかなというふうに考えます。そういう意味もあって、この夏休みの期間というのを短くすることで、全体的な計画に余裕を持って臨めるのではないかと。詰め込みにならないということは既に詰め込みという、そういうご意見でしたけれども、学校が再開して以後、確かに例年のことから考えますと、既に、例年でしたら、4月は大体子どもたちにとっても新学期が始まって、新学年が始まって、ウォーミングアップというんですか、そういうふうな期間を経てということだったんですけれども、今年度につきましては、6月から、その期間なしにもう突入したという、そう

いう状況においては、子どもたちへの負担というのもあるかと思えます。ただ、繰り返しますけれども、その中でできるだけ余裕を持った教育課程編成ができるようにということで考えているところでございます。

例年であれば、例えば夏休みの期間を利用して家族旅行、家族団らんの時間というのを予定している、そのようなご家庭もおられるかと思えます。ただ、これはもう、このコロナウイルス感染症が終息するという前提の下ですけれども、今年1年だというふうに思えます。ただ今年1年は、何とか夏休みの過ごし方についても、ちょっとご辛抱いただきたいなという、そういう願いを持っておるところでございます。

先生方の疲労というんですか、それにつきましても、子どもたちの状況もそうなんですけれども、常に、教育委員会としましては、学校長を通じてということになるんですけれども、小まめに情報を取るようにしてございます。

先週も校長会があったんですけれども、その中で、いろいろと各学校の状況について聞かせていただきました。その中で、校長からは、今のところなんですけれども始まって2週間、特に変調を来している子どもであるとかは見られないということで、むしろ今まで十分会えていなかった、遊べていなかった友達と遊べることによって、生き生きとしていますという、そういう子どものほうが多いという話を聞いてございます。

それから、感染症対策で何を購入するのか、これにつきましては、議員のご質問されている本質のところを、ちょっとよう触れなかったかと思うんですけれども、感染症対策以外のものにつきましては、当然、学校に配当してある予算でそれぞれ購入してくれています。私もこういう遊具というのか、知らなかったような名前の球技にしても、今始まった新しい、そういういろんな球技を統合したとか変型したような、そういう用具の購入についての予算も上がってきています。各学校では、そういう面でいうたら、工夫して取り組んでくれているというふうに、そういうふうに解釈しています。

3つ目のご質問については、課長のほうからお答えいたします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 3つ目の共同調達案件、それと、まず美浜町で先進めていかんのかというふうなことなんです、一番ネックになっているのが国の補助金の上限額というのが45千円と決まっております。その中で、まず機械を調達するには、やっぱり数が多く調達すると安くなるんであろうということが第一の条件になっています。

そこで、こういう形をしたんですが、最終その結果、どのような形になってくるか、共同調達の中に入っているんですけども、ただそのやり方が各市町の違う部分も出てくるということも考えられます。そのときにはその状況を見た中で、美浜町で独自にいけるのがいいのか、いや、共同調達がいいのかというところを判断して決定したいと思っています。

ただ、今の段階においては、できるだけ安く購入して、その上、購入して少しでも余った分に関して、少しでもソフトを入れていければというようなことも考えておりますので、共同調達を考えているということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） その3番目のお話なんですけど、お金に関わらず子どもたちのことですから、誰の子どもというのではなしに、中学生までの子どもをしっかりと前へ進めるような体制を、これから第2波、第3波と出てくるわけですから、今言うたように、長崎県対馬市の中学はもうやっているというんやから、全然できんことはないはずなんで。で、備品買うたところで、Wi-Fi環境が進んでいなかったら、そりゃ飛ばんわけで、子どものおもちゃになってしまうわけで、どうせ購入するなら一気にそういうソフトも抜いて、ゲームができんような工夫もして、勉強だけに使用できるような、僕ちょっとそこまでソフト知りませんが、そういうのを入れてやっていったほうが、中途半端に機械だけ渡して、Wi-Fi飛ぶ前に壊れたと、こんな可能性も絶対になきにしもあらずですから、とにかくやるからには、どどどどどと前へ進んでいっていただきたいと、こういう機械だけ買って、あともうちょっと1年かかるねん、2年かかる、2023年までかかっちゃうよとかいうのじゃなくて、どどどどどどどどどともう前へ進んでいっていただきたい。それはまた災害のときにも役に立ちますからね。今のコロナ以外でも。どんな場面でもWi-Fi環境をつくること自体で、もう私も昔言うたことあると思うんですけど、災害抑えるために広域のWi-Fiもあるじゃないですかと当時言うたと思うんです。今やったらポケットWi-Fiもあるやろうし、4千円やそこらであるんでしょから、何かそういうのを考えながら先行投資、大切な子どもたちに先行投資をよろしく願いいたします。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） その先行投資というのはできるだけ考えていきたいと思うんですが、ただ、1台の端末機を与えた場合、そのセキュリティーの関係とか、例えばゲームができるとか、そういうのは制限はかけられます。その端末を家でWi-Fiのある環境のところへ持って帰る、それをつなぐということになると、当然その端末は学校のサーバーを経由した中でいくんで、制限は当然かけられますので、ある程度はそういうことでカバーはできるんじゃないかと、業者ともその話はできております。

以上です。

○4番（北村龍二君） これで終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時20分です。

午前10時〇四分休憩

————— . —————

午前10時二〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

7番、谷進介議員の質問を許します。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って、一般質問を行います。

現在、町においては、新型コロナウイルス禍による感染拡大予防や、住民への援助施策の構想や実施等に繁忙を極めていることと思慮し、その労苦に対し敬意を表します。

今回は具体的な提案を2点し、妥当性の考えを聞くとともに、強く実施を求めるものです。

1点目は、コロナウイルスの感染予防はもちろんのこと、いわゆる感染症全般に対しての対策の一つといっても限られた範囲の中でのことではありますが、それはこの役場庁舎の衛生設備の向上を訴えるもので、各部屋の入り口をドアノブタイプではないものにする、トイレについて汚物の洗浄を自動式に、手洗いについても自動水栓にすることを提案します。

その理由は、感染症の経路としては、一般的に接触感染、飛沫感染、空気感染等が挙げられる中で、我々でも対処が可能と言われる接触感染に対応するためのものです。要は共用物そのものを極力なくし、接触の機会をなくすためのものですが、いかがですか。

2点目は、EV車充電設備の導入です。

前述した新型コロナウイルス禍による不景気の対策の一つとして進めるものです。期待されるメリットとして、充電インフラ補助金の利用を視野に入れば、大きな資金は必要ではない。地方創生事業とすれば国の経済対策にも合致し、これも大きな資金は必要ではない。全国的に設置場所が知られ、ランドマーク的なものとなり、大きな宣伝効果が期待できる。そのほか相乗効果もいろいろと考えられますが、いずれにしても費用対効果は大きいと思慮しますが、いかがですか。

以上、2点の答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の町への提案、1つ目、庁舎内設備についてお答えいたします。

谷議員におかれましては、町へのご提案をいただき、ありがとうございます。

現在、役場庁舎内の予防対策といたしましては、職員による1日2回、ドアノブ、階段の手すり、窓口カウンター等の消毒を行っているところでございます。また、窓口カウンターにアクリル板の設置や、トイレ、炊事場にペーパータオルやうがい用の紙コップを置くなど、予防に努めているところでございます。

役場庁舎内設備につきましては、議員おっしゃるように、各部屋の入り口をドアノブタイプでないものに、トイレについては汚物の洗浄を自動式に、手洗いについても自動水栓にすることで、私も衛生設備の向上になると考えています。私といたしましては、役場庁舎に限らず、全ての公共施設を対象としまして、限られた財源の中でできることから実施していければいいなと考えてございます。

2つ目、次世代自動車充電設備についてお答えいたします。

現在、美浜町内では、一般に開放されている電気自動車の充電設備は、私を知る限りではないように思います。ただ、全国的に見れば1万8,000か所以上の充電スポット数があり、ガソリンスタンド数の約6割と言われていています。最近では、スーパーやコンビニなど、日常よく訪れる場所への設置が進んでいるようであり、高速道路のサービスエリアや道の駅などの長距離移動時の幹線道路沿いにも整備され、休憩や買物のついでに充電することができるようでございます。

当町では、1台の電気自動車を所有してございます。ふだんは随時、車庫内で充電しており、町内等を走行する分には問題ないのですが、和歌山県庁等への出張では、充電容量や充電設備の関係から使用しておりません。電気自動車のデメリットは、1回の充電での走行可能距離の短さと充電設備の不足だと思っておりますので、当町におきましても、議員のおっしゃるメリットも含め、調査研究していきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず、1点目、内容というか、私の申し述べる趣旨については、町長と全くそごがないということと理解しました。その中で、現在の予防対策をされているわけですね。北村議員の今の一般質問の答弁、やりとりに関しましてPDCAの話も出たと思いますが、当然予防策、予防に努めているということは、これはそういう対策を取ったわけですから、まず、なぜ1日2回にされたんですか。それと、ドアノブとか云々、なぜこの箇所を選ばれたのですか。そのチェックはどうされているんですか。

ということ自体がPDCAですよ。2回とって、最初のプランを考えると例えば根拠、効果、ウイルスは何に弱いとか強いとか、いろいろありますよね。そもそもばい菌とウイルスが違うのとか細菌とかいろいろ、その辺も当然皆さん、同じ理解をされているんだと思うんですけども、ウイルスはDNAに膜があるだけですよ、大きさであるとか。そういうことを突き詰めて、予防策はこれでいいと、それはプランを立てるところの根拠ですよ。次は対策を行うと、DO。そのDOは誰がいつ、どのように、一番分かりやすいのはよく言う5W1Hの下に対策を考えると。これはチェックはどうされているんですか。朝夕2回というのは、例えば夕方4時と5時でも2回ですよ。こんなところをしっかりとやれること自体が、PDCAのサイクルを回すということになるんじゃないんですか。

じゃ、具体的に、なぜこの対策を考えた根拠とチェックをどうされているか。ちなみに私の勤めているところでは3時間置きにやっております。私は当然チェックの紙、誰が何時にどこどこをチェックしたとチェックを入れて。当然そういえば入庁というか、出勤の折に体温を測って控えられているんですよ、そこはね。こういう単なる答弁からでも、それだけ大きな疑問が湧いてきます。

そういうところもお答えいただきたいのと、それと、最終的には限られた財源の中でできることから、ここは取捨選択で優先順位の問題だと思っておりますけれども、じゃ、これは費用がどれぐらいかかるか考えられましたか。例えば数十か所、100か所あったとして、

私の拙いあれで数万円程度だと思います、1か所当たりね。水栓のカランの部分、便器の自動排水とか、そこだけでも100か所あっても5,000千、数百万ですよ。いろいろな対策の額のいろんなものの中からすると、大変な額ですけども、そうそう大きな額ではないし、これは、その場限りの一回的な注入のそういうのではないですよ。今後ずっと効果が継続するはずですよ。

もし、もっとコロナ禍が大きくなり、例えば災害対策本部であるとか、町に設置云々と。町自体がクラスターの発生の可能性になってきますよね。1階のトイレに入って、本当に失望しますよね、この時代に。とてもあそこで手を洗う気にならない。その辺、皆さんは勤められてずっとそのままそうなんでしょうけれども、外から見るとすごいと思いますよ。その辺の感覚もどうなのかというのを。

限られた財源をおっしゃって、そういうのであれば、ほかの対策のことから考えて、この重要性、庁舎で今後のいろんな対策での本分とならざるを得ないこのそういう設備を上げるという、そういう、いろんな条件をどうはかりにかけて、皆さん考えられますか。明確にお答えをいただきたい。

それとEV充電設備、これは補助金とかいろいろ使えば、おおむねですけども数十万円の負担でできるのではないかと。美浜町内になれば、なければ余計に有利なんですよ。補助採用されるのが。去年、その前かな、少し前に、私も日ノ岬・アメリカ村NPO法人の会員でもありますので、そこで事業として作ってはどうかみたいな話をしましたが、ただ時期が遅くて、補助金の申込みの期間から遅れていましたので、それは断念をした次第です。

でも、今の時代、調査研究と言わず、補助金のことがあれば本当に数十万で建つと思うんですよ。できると思うんですよ。それはぜひとももう一度考え直す気はないのかという問いをして、再質問とします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

予防対策の消毒については、1日2回、なぜだということ、まず、その場所を選んだのかというご質問ですが、チェックをしているのかということ。緊急事態宣言が出され、町に法律に基づいた対策本部を立ち上げ、そのときから県の指導もございまして、消毒をしていく。これは各課、どの課がどの部分を清掃するか、朝、昼と夕方の部分、それは各課、担当するところにお任せしながら、現在に至っているところでございます。その担当しているところでやったかやらないかということも、その課でお願いはしております。課長皆さんで対策本部会議をしている中で、その話を皆さんしておりますので、職員皆、同じ理解でやっております。

それから、トイレ等、そんなに金額的にかからないのではないかとということですが、まず、私先ほど申し上げたように、私たち大人は何とかまだ気をつけられるんじゃないかと今思っているの、まずは子どもたちのところをやっつけていかなあかんのかなとい

う気持ちでございます。そこから順番に始めて、もし町のどこかが壊れましたら、そこをすぐに自動洗浄にするとか、そういうふうには考えてございます。

今、手洗いが3つございます。それももし自動にするのであれば、特に3つつけなくてもいいんじゃないかと、庁舎管理の係とも話もしておるところなんですけれども、できるところから、まずはやっていきたい。

公衆トイレにつきましても、やはりよそからも皆さんお見えになる。今のところ、第1若もの広場、それから潮騒かおるは、もう自動で洗浄できるようになっております。手洗いもそうです。そういうところも見直していかなあかんのじゃないかというふうに関係課とも話をしているところです。

金額についても、係で調べていただいております。金額については課長が持っていておられますので、それは金額については、お示したほうがよろしいでしょうか。いいですか。そしたら、そういうふうにも金額的にも調べておりますので、できるところから始めていきたいと思っております。

EV車につきましても、なければ有利、補助金の申込みを考えたらどうかということ、この質問が出まして、私もいろいろとネットでも本当に調べました。やはり置くのであれば高速を置きたいなという気持ちでございます。なかなか高速というのが縛りがきつくて、やはり地方公共団体の施設ですと、200ボルトぐらいのしか置けないのかなというような文書であります。だから、もうちょっときっちり調べていきたいと思っておりますので、少し時間もいただきたいと思っておりますので、こういう調査研究という形で答弁させていただいた次第です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 答弁自体はおおむねあれですけれども、町長が今答弁された、まずは子どもの対処。そこは少しちょっと違うというか、そこに反対するわけじゃないですけれども、私が言うているのは、対策という大きくいろいろあると思うのね、この切り口、この切り口、この切り口。まずは子どもに対してとか、例えば生活困窮者であるとか、例えばフリーランスでなかなかというそういう切り口でいくものと、これはさっきの再質問でも申しあげましたように、この庁舎がいろんな対策の要となるのであれば、ここがしっかりきれいというか、そういうクラスターの発生源にならないようにする。だったら、全然切り口が違うと思うんですよね。そういう頭も持ってほしいから、これわざわざ今回提案したわけです。今のところはどうしても生活を何とか、企業さんを何とかというところ、これは当然大事なんで、時期的にも先にやると、そこはよく分かるんですけれども、じゃ、対策というか、物事を考えるのはそれだけか。皆さん、ちょっと何かヒステリックにそこばかり言っているような感も否めないの、立ち止まるわけじゃないけれども、一つ違う観点もあるという意味で申しあげたんで、そこは重々ご理解していただいたように思います。

また、逆に町長の今の答弁の中で、例えば公衆トイレであるとか、それはさっき再質問で言うたP D C AのPをしっかりと考えているから、それが思いつくわけですよ。ふだんの業務もそういうことをずっと考えるというか、そういう考え方というのがあると、皆さんそう思っているはずなんですよ、何かするときには、なぜこれをやるのかとか、これをやるにはどうしたらいいとか。それを何か文言的に表したのがP D C Aであり、その後できたQ Cであるとか。

何か対策を取るときにはまず原因を分析しますよね、この原因は何かと。その原因のうち、大体統計学的ですけれども、1番目と2番目をやれば、その80%は解決するというのが統計学的に立証されております。そのうちの1位と2位を、これは真の原因を知るのに、これはなぜ、なぜ、なぜなぜ5回をやると真の原因が出てくる、これはQ Cの考え方ですけれども。皆さんは、あやふやは語弊ありますね、おおむねそれを考えて対策をやっていると思うんですよ。それを体系的に、我々議員が質問をするのか、それに答弁もらうのか、あんまり話が横にいつちやうと通告外みたいなことを言われますのであれですけれども。だから、その辺を考えてらっしゃるようにも思うし、いざ聞くと、全然とぼけたといったら語弊ありますね、ぼやけた答弁になるんですよ。

だから、今回のこの件も、手洗いとかその件ですけれども、対策に対する切り口が違うという観点をもう一度しっかり考えていただきたいということと、まだまだいろんな2次対策、この間、国会を通ったところで、これから皆さんいろいろ考えていかなきゃならないと思うんですけれども、その中で、そもそも私は現金給付が地方公共団体の仕事かというところがあるんですよ。垂直配分はやはり国の仕事であって、我々公共団体は水平配分。公平、はたまた平等、今回は画期的な、ちょっと横道にそれますけれども、5千円を全町民に1人当たり平等に配った。これは経験ないです、僕の中でも。かなり評価できる話だと思う。ただ、これは全町民に伝わっているのかというのが、ちょっとそこが疑問のある点ですけれども。

そんなこんなも結局、町の、町長はじめ職員の方は真剣にいろいろ考えてらっしゃると思うんですけれども、その考えだけが全てじゃないというのをもう一度しっかり考えていただきたいですね。そのときのためにP D C Aを回す。プランを立てる、D Oの実行計画をつくる。そこのところに視野を広くとか前後左右、当然、例えば税務課のこの考えはいから、住民課がそれを取り入れるとか、これは水平思考。この辺もQ Cで習いました、皆さん、習っていないのかも分かりませんが。

だから、どうも今あることだけというのかな、今ある環境だけのというか、入庁されて以来、そこ以外のお考えにあまりなじまれていないから、最近P D C Aとか、セルフマネジメントとか、ニューパブリック云々とか、言葉にあっとしてはいますけれども、内容は一緒なんですよね、とにかく。日本で呼ぶんだったら起承転結ですか。全てそこだけの問題じゃないんですか。それにしっかりとした奉仕する正義感であるとか、入庁されたときの宣誓されたお気持ちとか、しっかりと考えていけば、おのずと答えはいろいろ出てくると思

うんですよ。

話がえらい横道にいったような気がしますが、いずれにせよ、1点目の僕の提案ですけども、だから、違う切り口なので別にちゃんと考えてほしいと。先ほど来北村議員がおっしゃっていたような長計と重要施策、同じではないんですよ。こういうのは切り口が違うので、同じ対策です、対策の一つです。でも、中身は違うというたら語弊がありますけれども、でも、住民のため、町民のための考え方なので、ひいてはね。だから、紋切り型のお答えではなかったのが結構うれしいところはあるんですけども、あまりこんなことで長いこと言っていてもしようがない。

いずれにしても、長期的な対策の観点の提案なので、そこはもう一度しっかり考えていただきたいということに関してどうですか。それだけお答えいただいて、僕の質問を終わります。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） いろいろとありがとうございます。本当にすぐには全部、無理かとは考えています。ただ本当にやっていけるところから、まず、庁舎をするのであれば、谷議員も、また住民の皆さんにも、それはやっぱり庁舎内を早うしてもらわなったら、皆さんの安心・安全、職員からなったらあかんの、やはり来庁者の方もそうですし、それは最初にやったんやよというふうにお力添えのお言葉もいただきながらやっていけたらなとは考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時55分です。

午前十時四十四分休憩

—————・—————

午前十時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第2 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました8件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の農林水産業費、水産業費につきましては、日高港西川地区漁船係留施設整備事業でございます。繰越額は11,689千円で、その財源につきましては、国県支出金9,740千円、一般財源1,949千円でございます。

2件目の土木費、道路橋梁費につきましては、町道吉原宮前線整備事業でございます。繰越額は9,552千円で、その財源につきましては、国県支出金5,778千円、一般財源3,774千円でございます。

3件目の土木費、道路橋梁費につきましては、町単独事業（道路新設改良費）でございます。繰越額は2,000千円で、その財源につきましては、一般財源2,000千円でございます。

4件目の土木費、都市計画費につきましては、都市計画道路見直し業務でございます。繰越額は2,700千円で、その財源につきましては、国県支出金900千円、一般財源1,800千円でございます。

5件目、消防費につきましては、上田井地区津波避難施設実施設計業務でございます。繰越額は40,000千円で、その財源につきましては、国県支出金20,000千円、地方債18,000千円、一般財源2,000千円でございます。

6件目、消防費につきましては、田井畑地区津波避難施設整備事業でございます。繰越額は71,300千円で、その財源につきましては地方債71,300千円でございます。

7件目、教育費、小学校費につきましては、校内通信ネットワーク整備事業でございます。繰越額は15,420千円で、その財源につきましては、国県支出金7,710千円、地方債7,700千円、一般財源10千円でございます。

8件目、教育費、中学校費につきましては、校内通信ネットワーク整備事業でございます。繰越額は7,710千円で、その財源につきましては、国県支出金3,855千円、地方債3,800千円、一般財源55千円でございます。

以上、8件の報告でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7件目、8件目の小学校費、中学校費が繰越明許で上げられていますので関連でお聞きしますが、先ほどの一般質問の中でも、教育課長のほうから答弁で共同調達云々と。たしか補正予算の頃は単に端末のお金とかいろんなことの説明だったやに記憶しておりますので、要は最少の予算で最大の効果と申しますようにも聞くので、ちゃんとしたもの共同調達で担保されるのか、その調達の過程で、町の予算ですので、やはり町独自のちゃんと考えが反映されるのか、そのあたりがしっかり担保されて予算の執行がなされるのかということについてお聞きします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） ちょっと分かりにくいところがあったんですが、もし間違っておればまた教えてください。まず、通信ネットワーク整備事業ということで、端末とは別の問題ということでもあります。ただ、その端末との整合性という考え方でよろしいですか。

当然、その端末を見据えた上で、そういうネットワークの整備ということで考えて計上しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 僕がピントずれていたんですね。

それはそうでも、見据えたと、その見据えた端末がまだ決まっていんじゃないんですか。共同調達というふうに言われていたじゃないですか、端末は。端末の仕様なりどうなりを見据えたネットワークの設定をするという今のご答弁だったら、何も決められないんじゃないんですか。共同調達というか、ほかの市町村なり、県とかその意思が反映——要は美浜町の予算はやはり美浜町で考えて決めて執行していくと言われてますので、だから、そこが他のところの考えなり影響があって、うちの予算が引きずられるということはないんですかということをお聞きしたいわけです。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） すみません。当然この端末というのは、機種等は共同調達で今選定中というふうな形になります。ただ、それが一斉に、例えば全部がそろったときに、一斉に学校で使ったときに、そのネットワークがちゃんと機能するのかわかるかというところを考えた上での予算計上となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第3 議案第1号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 議案第1号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響を受けて、国民健康保険税を納付することが困難となった被保険者等に対して、国民健康保険税の減免の支援を行うとされたことを踏まえ、附則に新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例の規定を追加するものでございます。

なお、遡及適用が必要とされていることから、公布の日から施行し、改正後の美浜町国民健康保険税条例の規定は令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（太田康之君） 議案第2号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないとなっており、支援員の該当要件として、第10条第3項では、放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとなっております。

今回の改正により、地方自治法第252条の22第1項の中核都市の長が行う研修を修了したのも支援員としての該当要件に追加されたものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし

ます。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第3号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免及び減免申請書の提出期限の特例に関する規定の整備と、介護保険法施行令の一部改正に伴う低所得者の介護保険料の軽減の強化について、本条例の一部を改正するものでございます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

介護保険料の減免につきましては、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより死亡または重篤な傷病を負ったときや、生計維持者の収入が減少した場合で事業収入または給与収入の減少が見込まれ、減少額が前年の10分の3以上であること、または減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4,000千円以下であり、必要があると認められた場合に、納付義務者に対して保険料の減額または免除をするものでございます。

減免の対象となる第1号保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が設定されているものでございます。

また、現行の条例で定めている申請書の提出期限について別に定め、遡って減免を行うことに対応するものでございます。

低所得者の軽減強化につきましては、令和元年度は10月以降の消費税率引上げによる財源の手当てであることを反映し、保険料の軽減幅が完全実施時の半分の水準に設定されていましたが、これを完全実施時における軽減幅の水準に設定し改正をするもので、第1段階の保険料を26,400円から21,120円に、第2段階の保険料を44,040円から35,280円に、第3段階の保険料を51,120円から49,320円にそれぞれ軽減するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、適用区分として、第1条の規定は令和2年2月1日から適用することとし、経過措置として、第2条の規定は令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものといたします。

補足といたしまして、改正内容の概要を表記した資料をお手元に配付させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 工事委託契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 議案第4号 工事委託契約の締結について細部説明を申し上げます。

西川河川整備事業に伴う町道吉原36号線寺田橋架替工事等につきましては、和歌山県との間で、工事等の施工とその負担する費用について、毎年度、協定書を締結し、県に委託して実施していくものでございます。

令和2年度に係る工事等の委託に係る協定書の締結に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、金額につきましては63,000千円、工事費1億50,000千円の42%、内容は、旧橋の撤去工事及び新橋における兩岸橋台の建設工事を予定しているところ、その相手方は、和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地、和歌山県知事でございます。

附則といたしまして、工事等の概要に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず、今年度の事業費が1億50,000千、この根拠というか、積算というのは当然町のところでもされているのか。

それと、協定額が63,000千、割合も添付の資料には書かれていますし、なぜこの割合になるのかですね。

それと、旧橋、今はまだ架かっていますけれども、これがたしか1億二、三千万でできたような記憶があるんですが、これはあやふやですみません。それに比すと事業費がかなり大きいと言わざるを得ないような状況がありますので聞く次第です。

また、その旧橋に関して、まだ数年しかたっておりませんので、当然起債がたしかあったように思うんですが、橋がなくなってもその起債はどうなるのか。ない橋に対してお金を払うのか、そのようなことの質問です。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、負担割合の考え方から少しご説明させていただきます。まず、国土交通省、それで定められております河川関係法令、それに基づきまして負担割合が決定されているところでございます。橋梁の改築に要する費用には、本工事費のほか、準備工、護岸工、旧橋の撤去、附帯設備等の工事費及び調査設計委託費の間接費を含むということでございます。いわゆる橋梁の改築に要する費用という定義は、基本的には工事費から設計費まで含まれているというものでございます。なお、今回は、和歌山県さんとの間では、工事費のみと承っているところでございます、現時点におきましては。

そこで、費用負担、全ての工事費をどのような負担割合でということの考え方でございます。今回、現況の幅員が2.3mを1.7m広げ、4mにするものでございまして、1.7mの拡幅分が42%ということで町が負担するものでございます。すみません、ちょっとややこしいんですけども、まず、現況の幅員をベースにこの2.3mにつきましては、先ほど申し上げました国土交通省の取決めの中では、橋梁が質的に改良される場合においては、河川管理者、道路管理者がそれぞれ2分の1を負担する。橋梁が質的に改良されない場合については、河川管理者が負担する。ただし、橋梁の拡幅のために要する費用については、道路管理者が負担するということになってございます。

この2.3mをベースにした部分につきましては、質的に改良されるかどうかというところが一つのポイントとなってきます。何をもちいて質的に改良されるか、この寺田橋に当てはめてみますと、径間長、いわゆる橋脚までの距離が18mでございます。いわゆる河川の橋梁の法令によりますと、この西川計画高の水量が毎秒560m³でございます。その560m³の計画高水量でいきますと、径間長においては20m最低取らなければならないと。流下を妨げるかどうかという観点からの基準でございます。現況、径間長が18mでございますので、新しく橋を造るためには基準を満たさなければなりませんので、20m取らなければならないというところになります。径間長が拡大する場合には質的改良とみなすと、これも国土交通省で定められております。なので、基本的には2.3m部分の橋梁の改築においても、河川管理者が2分の1、道路管理者が2分の1という負担になるのが基本でございます。

しかしながら、特例措置といたしまして、自治体の財政状況を勘案するという定義がございます。私ども、平成28、29、30年度の一般会計の決算の実質単年度収支がマイナスということを県に申し上げ、道路管理者2分の1の負担の部分については全額免除というところになってございまして、負担する部分については、拡幅に要する費用の部分のみ負担するということでございます。

続きまして、1億20,000千、たしかというお話でございました。平成23年度、寺田橋の下部補強工事で約45,000千円、それから、平成24年度から25年5月にかけて、寺田橋の上部工で61,000千円でございます。

3つ目でございます。現在、和歌山県のほうで、この橋梁の工事の積算をどんどん進めてくださっているところでございます。なので、まだ確定した設計書は見せていただいて

おりませんけれども、9月に業者と契約し、11月から5月末までの非出水期で施工していく。それから、発注件数につきましては、2件を今のところ予定していると。右岸側の橋台、それから、旧橋の撤去と左岸側の橋台、このような区分で発注を計画していると承っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 起債についてお答えいたします。この事業につきましては、23年度から25年度の事業でございまして、24年度に起債の額が36,500千円でございます。この起債の額についてですけれども、借入先に確認した結果なんですけれども、今後工事が始まったときに再度協議することになるんですが、繰上償還をするのか、引き続き毎年度返済していくのかといったところで、今後、協議のほうをしていくと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 事業費については、今、積算途中なのでその結果を見たいと。

質的改良云々って、でも、河川改修のためというか、そこの法律でペアというか、スパンを広げるんやから、それを道路管理に持ってこられるというの何かちょっと納税者としては納得しかねる、意見を言うたらあかん。その辺はもっと話し合いにはならへんのかなと思います。どうですか、もう一度。

ということと、今の起債の件、これは旧橋の起債の話、旧というのは今ある、撤去されるであろう橋の起債のことですけれども、いずれにしても、じゃ、繰上げするか、そのまま払うかということは、なくなった橋のお金をずっと払わないかんということですよ。でも、河川改修のために橋を撤去するということは、原因は河川改修なので、それはそっちのほうの話じゃないんですか。

その2点、ちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 昨年度も、この件につきまして、日高振興局、それから、県庁の河川課の方々とも、何度も疑問点を払拭するための話をしてきました。しかしながら、谷議員がおっしゃるような動機から始まって再三話をしてきたわけですが、美浜町にかかわらず、全ての県の河川の工事に伴う橋梁の費用負担の考え方については、国土交通省で定める解釈を適用しているというところでございました。この法律の解釈も、かなりお話を聞いて自分なりに整理してきたという経緯でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

なくなった橋の起債はというご質問でございましてけれども、この事業に対しまして起債

のほうでお借りしているといったところでございますので、今後もその借りたお金については支払いのほうが発生してくるということでございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 工事委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時二十六分休憩

————— . —————
午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第7 議案第5号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第5号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,796千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を48億24,360千円とするものでございます。

まず、4ページ、第2表 地方債補正の変更は、上田井地区津波避難施設整備事業の追加によるものでございます。

では、歳入からご説明いたします。

8ページ、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金2,580千円の追加は、低所得者保険料の軽減の強化によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金、住宅費補助金、住宅耐震化促進事業2,500千円の追加は、耐震設計・改修工事総合型事業の追加によるものでございます。

教育費国庫補助金、ひまわりこども園費補助金、保育対策総合支援事業費補助金500千円の追加、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金1,000千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として、備品等を購入するための補助金でございます。全額、補助事業でございます。

消防費国庫補助金、災害対策費補助金21,031千円の追加は、上田井地区津波避難場所整備事業補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金1,290千円の追加は、低所得者保険料の軽減の強化によるものでございます。補助率は4分の1でございます。

県補助金、土木費県補助金、住宅費補助金、住宅耐震化促進事業1,665千円の追加は、耐震設計・改修工事総合型事業の追加によるものでございます。

10ページ、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金60,000千円の追加は、今回の補正予算に対しまして、財源不足が生じるため、財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

繰越金、前年度繰越金332千円の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入2千円の減額は、雇用保険料自己負担分の減額によるものでございます。

町債、消防債、公共事業等債18,900千円の追加は、上田井地区津波避難施設整備事業の追加によるものでございます。充当率は90%でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、全般的に人件費の補正がございますが、昇格を含む4月の人事異動により、各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減がございます。

また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも共済費の補正がございます。

では、12ページの議会費からでございます。

議会費16千円の追加は、共済組合への負担金の追加でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費2,045千円の減額は、人事異動等によるものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、負担金補助及び交付金、3町連携観光振興事業2,000千円の追加は、美浜町、日高町、由良町の飲食店等で利用できる割引券を3町の観光施設を利用した方に配布するものでございます。

繰出金、水道会計繰出金14,294千円の追加は、水道料金の減免でございまして、基本料金とメーター使用料を7月から9月までの3か月分を減免するものでございます。

徴税費、税務総務費4,593千円の追加、14ページ、戸籍住民基本台帳費2,142千円の減額、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費9千円の追加、国民年金費7千円の追加は、人事異動や共済組合負担金の利率の変更によるものでございます。

老人福祉費3,121千円の追加は、人事異動による人件費の減額と介護保険特別会計への繰出金の追加でございます。

16ページ、心身障害者福祉費165千円の追加、地域包括支援センター運営費220千円の追加は、人事異動等による人件費の追加でございます。

児童福祉費、児童福祉施設費1,000千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策

として、こじか保育園、和歌山病院くろしお保育所において、備品等を購入するための費用でございます。

児童措置費338千円の追加は、人事異動によるものでございます。

18ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費36,086千円の追加は、人事異動と新型コロナウイルス感染症の影響により、外来患者及び病床稼働率の減少等による、ひだか病院負担金の追加でございます。

予防費2,481千円の減額は、人事異動により会計年度任用職員の採用を行わなかったことによる減額でございます。

農林水産業費、農業費、農業総務費12,088千円の追加、20ページ、水産業費、水産業振興費9,245千円の減額、土木費、土木管理費、土木総務費10,098千円の追加は、人事異動や人件費の支出科目の変更によるものでございます。

22ページ、道路橋梁費、道路新設改良費4,628千円の減額は、人件費の支出科目変更による減額と、工事請負費の追加については、4月末から5月上旬にかけて田井畑地区津波避難施設建設用地に隣接する町道の修繕工事を緊急的に施工したため、その費用を補填するものでございます。

消防費、災害対策費、委託料42,062千円の追加は、当初見込んでいた補助金より増額が認められたため、前倒しで上田井地区津波避難施設実施設計業務を実施するものでございます。

負担金補助及び交付金5,830千円の追加は、耐震設計・改修工事総合型事業の申込みが多数のため、追加するものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費、共済費20千円の追加は、共済組合負担金の利率の変更によるものでございます。

24ページ、小学校費、学校管理費、報酬1,706千円の追加、給料2,009千円の減額は、会計年度任用職員の採用をフルタイムからパートタイムに変更したことによるものでございます。

中学校費、学校管理費1,088千円の追加は、会計年度任用職員の人事異動や採用によるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費701千円の追加は、人件費は職員の昇格等による追加、備品購入費500千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として、備品等を購入するための費用でございます。

26ページ、社会教育費、社会教育総務費2,391千円の減額は、人事異動によるもの、図書館費、職員手当等と旅費の振替でございます。

公債費、元金583千円の追加、利子1,288千円の減額は、平成21年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより、元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） ちょっと教えてほしいんやけれども、19ページ、ひだか病院負担金35,820千円、根拠は何ですか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 高野議員にお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の病院もとより日本国内の病院において、経営の甚大な被害が出ているということで、ひだか病院におきましても非常に厳しい状況になっているということでございまして、5月15日に、ひだか病院におきまして緊急対策会議が開かれました。

そこでの病院の説明があったんですけども、その中で、外来患者につきまして、4月につきましては、昨年度と比較しまして1,877人の減、病床稼働率につきましても、昨年度の4月71.8%から今年度は65.6%に、6.2%減ってきているということでございまして、それにより、外来収益、入院収益とも減額ということで、また、感染症対策のため手術の制限がかかり、収益の大きな減少となったことでもございました。その4月分の診療実績におきまして約50,000千円の減ということでございます。その中で、6月末に資金不足になる可能性が高いということでございました。

それで、まず、各市町におきまして、病院からのお願いということで、普通交付税、通常9月末振込をしているものを6月17日までに前倒しで納付していただきたいということと、あと特別交付税につきましても17日までに前倒しで納付していただきたいということのお願いがございました。

また、以上のことから、本町としましても、普通交付税分35,000千円、特別交付税分27,000千円の合計62,000千円につきましては、6月10日に納付をしているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に起因しての経営状況の悪化につきましては、病院側でのシミュレーションにおきまして、6月以降もかなり続いていくであろうということでございます。半年ほど続くということでございまして、シミュレーションの金額として3億円のほうに不足してくるということでございました。その中で、1市5町で案分した金額が、美浜町の35,820千円ということでございます。

病院の悪化の原因としましては、受診抑制というところもございまして、やはりひだか病院は第2種感染症指定医療機関でもございますので、そういった役割もあり、なかなか患者の方も減ったというところにつながっているのかなと思うところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） この収益戻ってくると返していただける金なのか、向こうへ行きっ放しの金なのか、お示してください。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 高野議員にお答えします。

病院のほうでも、今回の国の2次補正でも空床の病床についての補助とかございまして、それが病院のほうで当たってくるのではないかとということでございますけれども、金額等につきましては、まだ現在のところ分かっておりません。国等の補助がございましたら、精算といいますか、そういった形で調整して、返還もあり得るとは聞いてございます。

6月に入りまして、外来患者も徐々に回復してきておると聞いてございますので、今後の第2波、第3波の状況によりまして、ちょっと状況のほうは読めない部分もありますけれども、そういった形で、病院のほうでもほかに使えるものがないかという形でも県等に確認しているということで聞いてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） うちでひだか病院のレセプトを点検するよというわけにはいかんやろうけれども、結局、今の外来の状況がもともと本来の状況じゃないんですか、基本的に、それをこんなこと言うたらあれなんやけれども、今までよくあった話で、おい、何々さん、昨日病院来てなかったけれども、どこか悪かったんか、来てないから悪かったんかと言うんです。それぐらい病院へ行くのが趣味みたいな方も大勢おられます。だから、今まで、産めよ増やせよで予算を大きし過ぎて、とどのつまりがこういうことになったらどっと収益的に減った、困ってくるよという話になるんじゃないですか。その辺、注意したことありますか。経営者、どうですか、ひだか病院の経営者。これは課長よりか町長にお答えいただいたほうが的確やと思うんで。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

私も健康推進課長のときから、事務長のほうから、いろいろ予算要望に対しましても、いろんな指摘もさせていただきました。今回も、高野議員が言われるような、いや、ほんならほんまにこれ大きな声では言えませんが、病院へ来る人、これが本来だったんというようなちょっと言わせてもらったこともありますし、町村長や係担当課長が寄ったその席でもそういう意見は出ておりました。

しかし、コロナに対する病院に指定されているということで、病床も増やさなければならぬ、そういう形で、なかなか入院患者も、その分だけでも2階の部分全部そういうコロナ対策に切り替えていますので、そこでも減ってくるという中で、ほかの市町の方もやはりなかなかそれを、自分らが助けていかなあかんの違うかと、そういう意見もありながら、今回、こういう補正を計上させていただいたということでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 事業としては2点ほど、13ページの総務管理費の負担金補助及び交付金2000千円、3町連携観光振興事業、これは3町の合計額、美浜町は均等なのかとか、また、この割引券を云々というような説明があったのかな……、その割合とか。当然、こういう事業をするのであれば、目標数値、結果のですね、そういうのは決められていると、決められるとっておりますので、その数値があればお示しを願いたい。

もう一点は、何かちょっとよく分からなかった23ページあたりで、土木費のところ、この補正の原因は人件費の支出科目の変更と言われましたけれども、この意味合いがよく分からないので、何がどうなってどう科目が変更になったというのをもうちょっと具体的に説明をしていただきたい。

以上です。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

この3町連携観光に関する2000千円でございます。由良、日高、美浜、それから中心となって引っ張っていただいておりますのが日高振興局の企画産業課でございます。担当職員を一堂に会して、これまでの間、その内容について立案の作業を行っているところでございます。

現時点におきましては、まだプランが確定しているというわけではございませんけれども、開始を10月1日から1月31日までの期間で計画しているところでございます。

観光施設を利用していただいた、例えば宿泊施設を利用していただく、その費用に対する20%のクーポン券を発行して、加盟している飲食店さんでその後利用していただくというふうに、今それを基本に計画しているところでございます。10月1日ということでございますので、これからより一層深く協議、研究し、実施されるものと考えてございます。

このお話、最初に振興局さんのほうから5月上旬に打診があったわけでございますけれども、基本的には、3町、2,000千円ずつ支出してございますので、当然クーポンの割合も基本的には同じということで考えていくようお願いいたしますと私から申し入れているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 道路新設改良費の人件費の減額についてご説明いたします。

こちらの人件費につきましては、産業建設課の職員が張りついているところでございまして、当初、こちらのほうでは1名予算計上をしておりました。今回、補正後につきましては、職員は張りついてはおらないんですけれどもというのも、以前はこちらの科目におきまして、工事とかの事務費ということで、人件費をこちらのほうで予算計上してきたところでございます。

しかし、ここもう何年かにつきましては、工事のほうの事務費の人件費もつかないということの中で、こちらの職員を道路新設改良費には計上せずに、農業総務費のほうへ一括して計上したといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 人件費の支出科目は、それで分かりました。

3町連携のほうは2,000千円で、3町6,000千円、宿泊云々となれば、少し施設の数とか、3町で均等化と言え、私の中では違うようにと理解されるのが皆さんの常だと思いますが、その辺で、うちからはこんなせこいこと、郡内、広域を考えるとせこいことを言うべきではないでしょうけれども、町の予算がこの3町同じだったら、美浜町のほうが対象施設が少ないのであれば、少し何か不満というか、すっきりしないところもあるんですけども、その辺はちゃんと消化できるような何か答弁があるのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 確かに、谷議員のおっしゃられるとおり、宿泊施設の数というのは3町の中でも差はあると思います。本当に、そういった観点から私どもの町がちょっと少なくなる、そういう思いから会議の場では申し入れているところでございます。

今後、最終的に決定されることでもありますので、現段階でのということでご理解願いたいんですけども、例えば私ども商工会の会員の皆様の中には、ビジネスホテルも存在しているというようなところで、そういった方の利用についても組み込んでいただくよう申入れをして、今のところその方向で計画されているところでございます。

すみません。現時点ではこのような答弁で申し訳ございませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 25ページですが、小学校費の一般給料のマイナス2,090千円、これフルタイムからパートと聞いたんですけども、具体的にちょっと説明願えますか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） この件に関しましては、まず、当初の予算では、町単職員をフルタイム1名とパート1名というような形で考えておりました。ただ、その中で、3つの学校をそれぞれこの町単講師で回していくというような中で、松原にもともとあった町単講師の方が中学校免許も持たれておるよということで、中学校のほうへ回ってもらった。それで、その代わりに和田のほうがなくなるんで、人を探したわけなんです、現れたのがパートタイムの方であったということで、予算は一応もともと当初ではフルとパートというような形で取っておったんですが、両方ともパート2名ということになったので、こういう形となりました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） これ町単講師ですね、小学校2名ずつ、それで中学校が1名かな、プラス0.5か何かやったと思うんですけども、その部分ですね。これそしたら、その町単講師をコロナの関係で、児童生徒来てないんで使わなかったという意味ですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） いえ、そうではありません。たまたまそういうふうな人事というのか、採用の関係でパートが2名になったということです。

コロナの関係で、その方々を休んでもらったのかというわけではなく、いろいろな業務、例えば課題を出すプリントを印刷したりとか、いろんな業務で使っております。当然、これで休ませたというわけではありません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） ちょっと教えていただきたいんですが、23ページ、上田井地区津波避難施設実施設計業務、これは上田井、2つ施設予定されていると思うんですけども、この設計業務は2施設ともですか、1施設ですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

碓井議員おっしゃられるとおり、上田井のほうで2か所計画しております。北側につきましては、昨年度の補助金、全て繰り越していますので、その分で設計いたします。今回のこの補正の分で、南側を設計したいというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第6号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ456千円を追加し、補正後の歳

入歳出予算の総額を8億21,399千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料5,161千円の減額は、低所得者保険料軽減分が一般会計から充当されることによる財源調整でございます。

繰入金、一般会計繰入金では、人件費に係る事務費繰入金456千円の追加と低所得者保険料軽減に係る繰入金5,161千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費456千円の追加ですが、4月の人事異動による人件費の追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「なし」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第7号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、10ページ、11ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的収入についてご説明いたします。

営業収益、給水収益13,794千円の減額、営業外収益、雑収益14,294千円の追加でございます。営業収益、給水収益13,794千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大による支援策として、水道料金の基本料金を7月から9月分の3か月間、免除する額12,870千円とメーター使用料を同じ期間免除する額924千円でございます。

営業外収益、雑収益14,294千円の追加は、営業収益、給水収益で減額となる13,794千円と免除に係る費用500千円を一般会計から繰入れしていただくもので

ございます。

収益的収入の補正額は500千円の追加で、水道事業収益合計は1億32,001千円となっております。

次に、12ページ、13ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費959千円の追加は、職員の人事異動による給料、手当、法定福利費の追加459千円と基本料金及びメーター使用料の免除に係るシステム改修費500千円でございます。

収益的支出の補正額は959千円の追加で、水道事業費用合計は1億21,939千円となっております。

次に、14ページ、15ページ、補正予算実施計画の見積基礎の資本的収入についてご説明いたします。

補償金、補償金9,130千円の追加は、県事業の西川河川改修に伴う配水管移設補償金でございます。

資本的収入の補正額は9,130千円の追加で、合計は60,785千円となっております。

次に、16ページ、17ページ、補正予算実施計画の見積基礎の資本的支出についてご説明いたします。

建設改良費、配水管移設費9,130千円の追加は、県事業の西川河川改修に伴い寺田橋が撤去され、吉原地区と上田井地区との重要な連絡管である添架配水管も撤去されることによる給水支障をなくすための配水管バイパス工事でございます。工事箇所は、美浜大橋左岸から東へ約190mまでの道路部となっております。

なお、河川管理者との調整や工事設計が終了した時点で、河川部につきましても補正をお願いする予定でございます。

資本的支出の補正額は9,130千円の追加で、合計は93,318千円となっております。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第4条本文括弧書中の当年度損益勘定留保資金を15,160千円に、当年度分消費税資本的収支調整額を5,890千円に改めてございます。

また、第4条では、当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として459千円を追加し、23,148千円と定めてございます。

最後に、18ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億22,752千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 単純に、13ページ、一番最後の修繕費のシステム改修費、やっぱ

りお金をもらわんって、減額するのにやっぱりこれ500千円も要るんですねという単純な疑問ですけども、こんなんって何とかならんと思うんやけれども、何とかならんのですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

システム改修費は、もともとのそういうことでどうにかならないのかという質疑だと思うんですけども、今回、一般会計から全額繰り入れてもらえるということで、元の金額とその減免した金額の両方立てで、その資料として残さないという部分はありますし、これはこういうところ言うべきじゃないかも分かりませんが、かなりちょっと勉強してもらっている値段と自負はしているんですけども、最低限ちょっとこれぐらいは必要やということで、補正させていただくというふうにさせていただいています。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 副町長の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちらっと説明で聞いたように思いますが、7月1日からこの職に就いていただけるというふうに理解をしております。ということは、7月1日からもう町長、副町長と、万全の美浜町の体制でこの町政が運営されるという理解でよろしいんですね。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

谷議員おっしゃってくださるよう頑張ったいと思っております。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（谷重幸君） 起立多数です。したがって、議案第8号 副町長の選任については、同意することに決定しました。

日程第11 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後二時十四分休憩

———・———

午後二時十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午後二時十七分閉会

お疲れ様でした。